

特定非営利活動法人 全日本ヘリコプター協議会 会則

第1章 総 則

(名 称)

- 第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人全日本ヘリコプター協議会と称す。
- 二 英語による表記は Helicopter Collective Japan とし、略称を H C J とする。

(目 的)

- 第 2 条 この法人は、地震・津波・洪水等による緊急災害時、被災地へ救援物資、及び人員の搬送等の支援活動を実施すること、又当該活動を円滑に推進するために、ヘリコプターの安全運航に係る情報の共有、航空知識と操縦技術の充実を促進し、ヘリコプターの社会的地位向上のための研修・講習会を開催することによって、技術向上と全国支援体制の育成を図り、もって国民生活の安全と安心に寄与することを目的とする。

(事務所)

- 第 3 条 この法人の主たる事務所を、岐阜県美濃加茂市田島町3丁目20番地7に置く。
- 二 この法人は理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を設置することが出来る。これを変更または廃止する場合も同様とする。

第2章 会 員

(会員種別)

- 第 4 条 この法人における会員は、正会員、賛助会員から構成する。

(正会員)

- 第 5 条 正会員は、個人会員、企業会員、一般会員、名誉会員から構成する。
- 二 この法人の目的に賛同し理事が推薦する個人又は法人もしくは団体とし、10社以上を以って構成する。

(賛助会員)

- 第 6 条 この法人の目的に賛同し、事業を賛助する個人又は法人もしくは団体。

(入会)

- 第 7 条 会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を提出し書類審査のうえ本部で決定する。

(権利・義務)

第 8 条 会員は次の権利と義務を有する。

- (1)前第 2 条・事業目的への参画
- (2)総会に出席する権利は正会員が代表する
- (3)会則及び会議の決定等を遵守する義務
- (4)当協会及び事業に関する秘密保持の義務

(脱 会)

第 9 条 会員は、退会届を事務局に提出し、会長の承認によりその登録を抹消するものとする。

(除 名)

第 10 条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- 一 この定款その他の規則に違反したとき
- 二 この法人の名誉を毀損し又は目的に反する行為をしたとき
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき
- 四 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該総会の日から 1 週間前までに当該会員に通知し、かつ総会で弁明の機会を与えなければならない。
- 五 会長は、会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

第 3 章 役 員

(役 員)

第 11 条 この法人に、次の役員を置く

- | | |
|----------|-----------------|
| (1)会 長 | 1 名 |
| (2)副 会 長 | 2 名 |
| (3)理 事 | 8 名以内(会長・副会長含む) |
| (4)監 事 | 2 名以内 |

(役員を選出)

第 12 条 会長、副会長、理事、監事は法人会員にあっては、当該法人の取締役又これに準ずるもの、個人会員にあっては本人とし、正会員の中から選出する。

(役員の任務)

第13条 会長はこの法人を代表し総会、理事会、定例会の議長となり当協会を総理する。

副会長は、会長を補佐し職務を遂行する。

二 理事は、この法人が設置する委員会における委員を担当し、当該職務を遂行する。

三 監事は、この法人の事務局の会計を監査する。

(役員の任期)

第14条 一期二年間、4月1日～翌々年3月31日とし、再任を妨げない。

(顧問・相談役)

第15条 この法人に顧問・相談役を置くことが出来る。

尚、顧問及び相談役は、会長並びに副会長の推挙により理事会の承認を経て、会長が委嘱する。

第4章 会 議

(会 議)

第16条 この法人の運営の為、次の会議を開催する。

会議は会長が召集し議長となる。

- 一 社員総会
- 二 理事会
- 三 委員会

(総 会)

第17条 総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催し理事及び正会員の過半数の出席（委任状可）により成立する。

二 理事会が必要と認めた時は、臨時に総会を開催することが出来る。

三 総会の議事は、理事及び正会員における出席者（委任状可）の過半数の賛成によって、または持ち回り稟議によって議決する。

(理事会)

第18条 理事会は会長が必要と認めた時、随時開催し理事の過半数の同意により議決する。

(事務局)

第19条 この法人に事務局を置き、職員の任免は会長が行う。

二 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会が定める。

(委員会)

第20条 この法人の運営上、必要な委員会を理事会の決議を経て構成することが出来るものとし、委員会の出席及び議決は、理事会に準ずる。

第5章 会 費

(会 費)

第21条 この法人の正会員の、個人会員、企業会員、一般会員、名誉会員は下記の入会金及び年会費を納めるものとする。賛助会員は入会金の納入を要しない。

尚、この法人の運営上、特に必要と認めた場合、理事会の決議を経て臨時会費を徴収することが出来得るものとする。

- | | | | |
|---|-----|------|------------------|
| 一 | 入会金 | 個人会員 | 10,000円 |
| | | 企業会員 | 金額を定めず、協賛金とする。 |
| | | 一般会員 | 10,000円 |
| | | 名誉会員 | 0円 |
| | | 賛助会員 | 0円 |
| 二 | 年会費 | 個人会員 | 20,000円 |
| | | 企業会員 | 20,000円（登録1名に対し） |
| | | 一般会員 | 5,000円 |
| | | 名誉会員 | 0円 |
| | | 賛助会員 | 5,000円（議決権を有しない） |

三 年会費は、この法人の事務局の請求に基づき、請求後30日以内に指定口座宛に、入金するものとする。

四 当該年会費は、この法人の運営費として事務局長が管轄し、監事がこれを監査する。

(臨時収益)

第22条 この法人が、事業収益より配当・還元を受けた時は、臨時収益として資産に計上の上、この法人の運営費として事務局長が管轄し、監事がこれを監査する。

第6章 会 計

(事業年度)

第23条 事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(資 産)

第24条 この法人の資産は、入会金、会費(年会費)、その他収入から成るものとする。

(会計報告)

第25条 毎年事業年度終了後2ヶ月以内に、収支に関する書類を作成し、監事の会計監査を受け、理事会にて承認を受けた後、総会にて報告するものとする。

第7章 附 則

(会則の変更)

第26条 この法人の、会則の変更は総会において議決権を有する出席者の同意により、理事会の承認を経て、決定するものとする。

(施 行)

第 27 条 本会則は、特定非営利活動法人全日本ヘリコプター協議会の法人が成立日から施行する。

第 8 章 雑 則

第 29 条 本会則に定めるものの他、当協会の運営上必要な細則は、理事会の審議を経て、会長が別に定める。

以上